

第5号議案

| | |
|------|---|
| 件名 | 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について |
| 提案理由 | 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の改正（令和7年9月25日文科科学省告示第114号）を踏まえ、所要の改正を行うものである。 |

1 改正の趣旨

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の改正（令和7年9月25日文部科学省告示第114号）を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 規則案の内容

第2条中「(令和2年文部科学省告示第1号)」を「(令和7年文部科学省告示第114号)」に改めること。

3 施行期日

令和8(2026)年4月1日

○教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 3 年栃木県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（教育職員の業務量の適切な管理等）</p> <p>第 2 条 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和 7 年文部科学省告示第 114 号</u>）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第 5 条第 1 項各号に掲げる日（代休日（勤務時間等条例第 9 条第 1 項に規定する代休日をいう。）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> | <p style="text-align: center;">（教育職員の業務量の適切な管理等）</p> <p>第 2 条 栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（<u>令和 2 年文部科学省告示第 1 号</u>）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第 5 条第 1 項各号に掲げる日（代休日（勤務時間等条例第 9 条第 1 項に規定する代休日をいう。）が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（高校教育課）